

## 米ドル短中期債券ファンド 追加型投信／海外／債券

### 基準価額と純資産総額の推移



■ 純資産総額 (百万円) [右目盛] ■ 分配金再投資基準価額 (円) [左目盛] ■ 基準価額 (円) [左目盛]

※ 分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

### ファンド概況

#### 【概要】

設定日	2018年2月27日
償還日	2028年2月25日
決算日	6月、12月の15日 (休業日の場合は翌営業日)
信託報酬率	後記の「ファンドの費用・税金」参照

#### 【基準価額および純資産総額】

	2019年8月末	2019年9月末
基準価額(円)	10,417	10,533
純資産総額(百万円)	1,581	1,599

#### 【基準価額の騰落率】

	ファンド
1カ月前比	1.11%
3カ月前比	0.62%
6カ月前比	△0.90%
1年前比	△0.73%
3年前比	—
設定来	5.33%

※基準価額の騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

#### 【信託財産の状況】

	2019年8月末	2019年9月末
外国債券	96.9%	96.8%
金銭信託等その他	3.1%	3.2%
合計	100.0%	100.0%

※ 上記比率は対純資産総額比

#### 【分配金の実績】

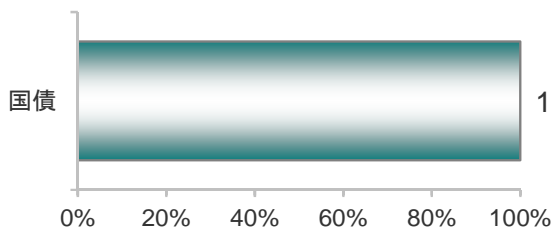
第1期 2018年6月	第2期 2018年12月	第3期 2019年6月	第4期 2019年12月	第5期 2020年6月	
0	0	0	—	—	
第6期 2020年12月	第7期 2021年6月	第8期 2021年12月	第9期 2022年6月	第10期 2022年12月	設定来 累計
—	—	—	—	—	0

※ 分配金は、10,000口あたりの税引前の金額(円)。 ※ 分配金は増減したり、支払われないことがあります。

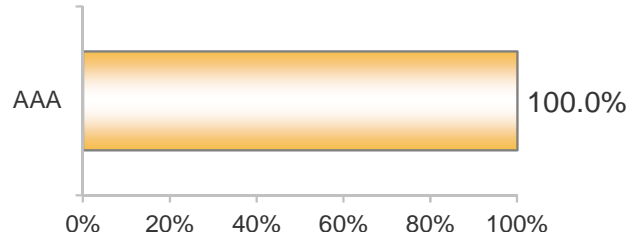
## 米ドル短中期債券ファンド 追加型投信/海外/債券

### 組入債券の状況

#### 【種類別組入状況】



#### 【格付別組入状況】



※ 上記比率は組入債券評価金額合計に対する割合

※ 上記比率は組入債券評価金額合計に対する割合

※ 格付は、Moody's、S&Pが付与した格付のうち上位格付を採用

#### 【債券特性値】

修正デュレーション	残存年数	複利最終利回り	直接利回り
2.3	2.4年	1.7%	2.5%

※ファンドの複利最終利回りおよび直接利回りは実際の投資家利回りとは異なります。

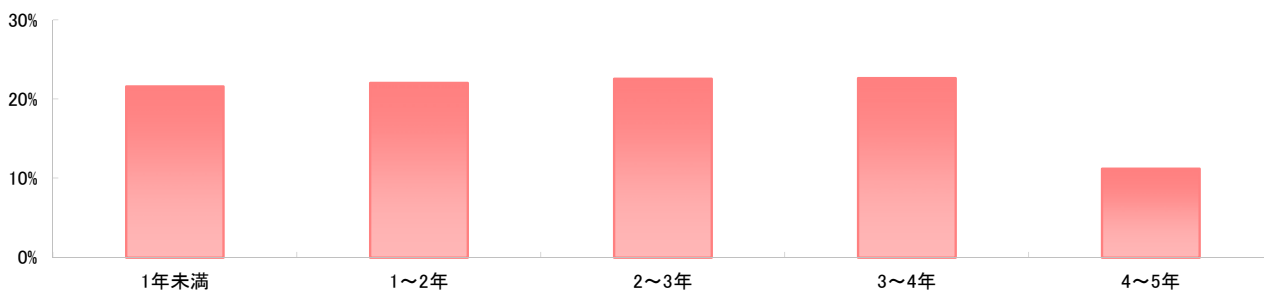
#### 【組入上位10銘柄】

(組入銘柄数:9)

	銘柄名	利率	償還日	通貨	債券種類	組入比率
1	US TREASURY N/B 2% 2023/2/15	2.000%	2023年2月15日	米ドル	国債	11.0%
2	US TREASURY N/B 1.625% 2022/8/15	1.625%	2022年8月15日	米ドル	国債	11.0%
3	US TREASURY N/B 2.5% 2023/8/15	2.500%	2023年8月15日	米ドル	国債	10.9%
4	US TREASURY N/B 2% 2022/2/15	2.000%	2022年2月15日	米ドル	国債	10.9%
5	US TREASURY N/B 2.75% 2024/2/15	2.750%	2024年2月15日	米ドル	国債	10.8%
6	US TREASURY N/B 2.125% 2021/8/15	2.125%	2021年8月15日	米ドル	国債	10.8%
7	US TREASURY N/B 2.625% 2020/8/15	2.625%	2020年8月15日	米ドル	国債	10.6%
8	US TREASURY N/B 3.625% 2021/2/15	3.625%	2021年2月15日	米ドル	国債	10.5%
9	US TREASURY N/B 3.625% 2020/2/15	3.625%	2020年2月15日	米ドル	国債	10.3%

※ 組入比率は対純資産総額比

#### 【残存期間別組入比率】

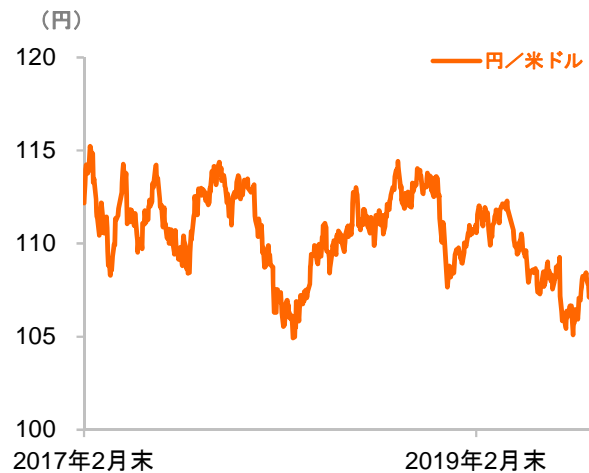


※ 上記比率は組入債券の評価金額合計に対する割合

## 米ドル短中期債券ファンド 追加型投信／海外／債券

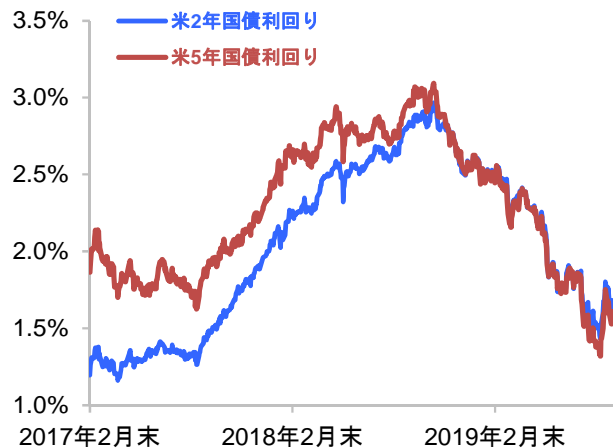
市場動向期間：2017年2月27日～2019年9月30日

### 【為替レートの推移】



※ 出所: Bloomberg

### 【国債利回りの推移】



## 市場環境・運用経過・今後の投資方針について

### <市場環境>

債券市場では、2年国債、5年国債利回りともに前月末比で上昇しました。政府が中国製品に対する関税引き上げの先送りを表明し、米中貿易協議が進展するとの見方が広がったことから月半ばにかけて上昇しました。その後は、米中関係を巡る先行き不透明感から、低下しました。

為替市場では、米ドルは対円で前月末比上昇(円安ドル高)しました。中旬にかけては、米中貿易協議の進展に対する期待に加えて、英国のEUからの「合意なき離脱」に対する警戒感が後退したこと、香港では「逃亡犯条例」案が撤回されたことを受けて、堅調に推移しました。その後は、サウジアラビアの石油施設が無人機による攻撃を受けたことをきっかけに、中東情勢を巡る先行き不透明感から投資家のリスク回避の動きが広がり、米ドルの上値は重くなりました。

### <運用経過>

基準価額は前月末比で上昇しました。利息収入を含めた保有債券の価格変動がマイナスに影響した一方、米ドルが対円で上昇したことがプラスに寄与しました。米国の国債、政府機関債、政府保証債ならびに米ドル建ての国際機関債で残存期間が最長5年程度までのものを主要投資対象とし、その投資金額が各残存期間ごとにほぼ同程度となるように運用を行いました。

### <今後の投資方針>

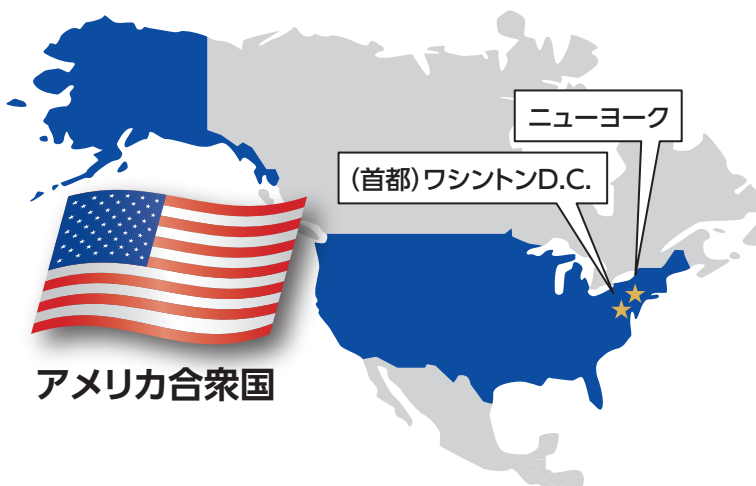
引き続き、残存期間が最長5年程度までを対象とし、その投資金額が各残存期間ごとにほぼ同程度となるように運用(ラダー型運用)を行います。

## ■ ファンドの目的

米ドル短中期債券ファンド(以下、「当ファンド」ということがあります。)は、残存期間の異なる米ドル建ての債券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## ■ ファンドの特色

- **特色①** 主として、米国の国債、政府機関債<sup>※1</sup>、政府保証債ならびに米ドル建ての国際機関債<sup>※2</sup>等を投資対象とします。



通貨	米ドル
国際信用力	Aaa (moody's)
面積	962.8万km <sup>2</sup> (50州) (日本の約25倍)
人口	3億2775万人 (2018年5月 米国国勢局)
首都	ワシントンD.C.
言語	主として英語
主要産業	工業(全般)、農林業(小麦、トウモロコシ、大豆、木材他)、金融・保険・不動産業等

\* 上記はイメージ図であり、地理的位置を正確に示したものではありません。

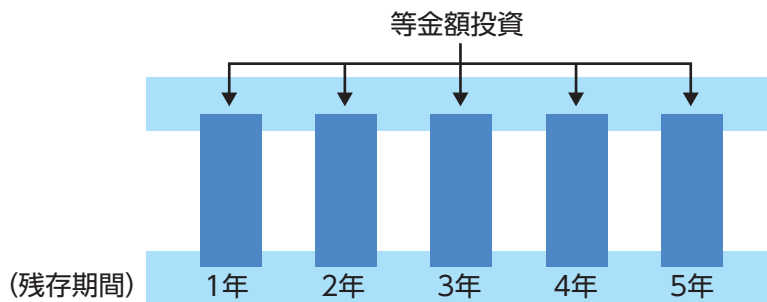
出所:2019年7月時点の外務省データ等をもとに  
明治安田アセットマネジメントが作成

- ※1 政府機関債とは  
アメリカの政府系機関は、公共の目的を達するため議会制定法により設立されています。その発行債券は政府の直接的な保証は受けていないものの、それら大半の機関は省庁の監督下にあり公共性が高く、一部機関は財務省よりクレジットラインを付与されていることから、高水準の格付を取得しています。
- ※2 国際機関債とは  
複数国の協調のもと、ある地域の経済発展を主目的として設立された組織が開発金融機関です。例として、世界銀行(国際復興開発銀行)、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、米州開発銀行などがあります。それらの機関が、主に開発プロジェクトへの資金供給のため、国際債券市場において資金ニーズに応じて米ドル、ユーロ、円など様々な通貨で発行するのが国際機関債です。複数の先進国が中心となり出資・運営・監督しているため、信用力は高水準です。

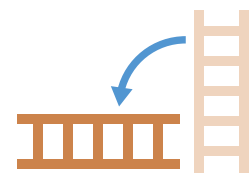
- 特色②** 債券への投資に当たっては、残存期間が最長5年程度までを対象とし、その投資金額が各残存期間ごとにほぼ同程度となるように運用を行います(ラダー型\*運用)。

ラダー型運用とは、残存期間の異なる債券に等金額で投資する運用手法です。

イメージ図



※「ラダー」とはハシゴの意味で、残存期間とそれぞれにおける投資額をグラフにしたとき、ハシゴを横にした形に似ていることからラダー型と呼ばれています。

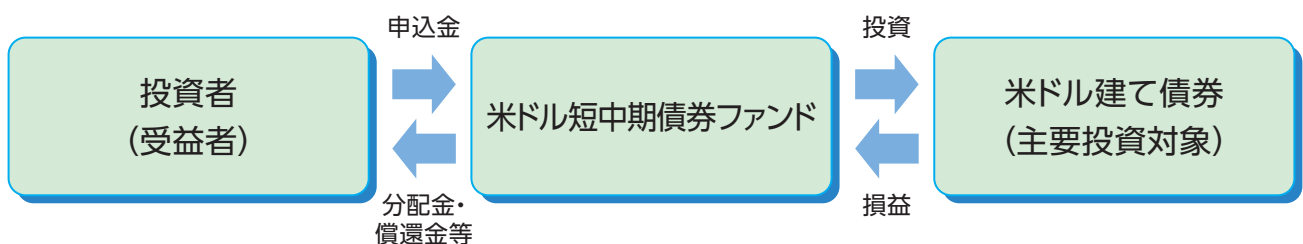


- 特色③** 原則として、為替ヘッジは行いません。

組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジは原則として行いません。

そのため、基準価額は為替変動の影響を受けます。

## ■ ファンドの仕組み



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

## 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

米ドル短中期債券ファンドは、外国の債券等、値動きのある証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。

**したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。**

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

債券価格変動リスク	債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。  
投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## 手続・手数料等

### ■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行いません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2018年2月27日から2028年2月25日 ※受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回るようになった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎年6月15日および12月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 <a href="http://www.myam.co.jp/">http://www.myam.co.jp/</a>
運用報告書	決算時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

## 手続・手数料等

### ■ ファンドの費用・税金

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<p>購入価額に、<b>2.16%(税抜2.0%)*</b>を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。</p> <p>※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。</p> <p>*消費税率が10%となった場合は2.2%(税抜2.0%)となります。</p>
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対し、<b>年0.864%(税抜0.8%)*</b>の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。</p> <p>*消費税率が10%となった場合は年0.88%(税抜0.8%)となります。</p> <p>&lt;内訳&gt;</p>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th>料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.3456%(税抜0.32%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.486%(税抜0.45%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.0324%(税抜0.03%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><b>0.864%(税抜0.8%)</b></td> </tr> </tbody> </table>	配分	料率(年率)	委託会社	0.3456%(税抜0.32%)	販売会社	0.486%(税抜0.45%)	受託会社	0.0324%(税抜0.03%)	合計	<b>0.864%(税抜0.8%)</b>
	配分	料率(年率)									
	委託会社	0.3456%(税抜0.32%)									
	販売会社	0.486%(税抜0.45%)									
受託会社	0.0324%(税抜0.03%)										
合計	<b>0.864%(税抜0.8%)</b>										
<p>【消費税率が10%となった場合】</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th>料率(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.352%(税抜0.32%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.495%(税抜0.45%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.033%(税抜0.03%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><b>0.88%(税抜0.8%)</b></td> </tr> </tbody> </table>	配分	料率(年率)	委託会社	0.352%(税抜0.32%)	販売会社	0.495%(税抜0.45%)	受託会社	0.033%(税抜0.03%)	合計	<b>0.88%(税抜0.8%)</b>	
配分	料率(年率)										
委託会社	0.352%(税抜0.32%)										
販売会社	0.495%(税抜0.45%)										
受託会社	0.033%(税抜0.03%)										
合計	<b>0.88%(税抜0.8%)</b>										
<p>&lt;内容&gt;</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払い先</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率</td> </tr> </tbody> </table>	支払い先	役務の内容	委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価	販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	合計	運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率	
支払い先	役務の内容										
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価										
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価										
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価										
合計	運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率										



手続・手数料等

<p>その他の費用・手数料</p>	<p>信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0054%(税抜0.005%)*を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p> <p>*消費税率が10%となった場合は年0.0055%(税抜0.005%)となります。</p>
-------------------	--

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	<p>配当所得として課税します。</p> <p>普通分配金に対して…………… 20.315%</p>
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	<p>譲渡所得として課税します。</p> <p>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して… 20.315%</p>

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)、ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合  
 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA(ニーサ)は満20歳以上の方、ジュニアNISA(ニーサ)は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

※法人の場合については上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

## 米ドル短中期債券ファンド

【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社（委託者） 明治安田アセットマネジメント株式会社  
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社（受託者） 三菱UFJ信託銀行株式会社  
ファンドの財産の保管および管理等を行います。

【販売会社一覧】

■お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

販売会社名	登録番号	加入協会					備考
		日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	日本商品先物取引協会	
<b>証券会社</b>							
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第52号	○	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	

## 投資信託ご購入時の注意事項

- ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- 投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預貯金と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

## ※当資料ご利用にあたってのご留意事項

- 当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

設定・運用 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 405 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787

(営業日の午前 9:00~午後 5:00)

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>